

整理番号	頁	見直し素案原文	市町村等意見内容	意見の理由	修正(対応)案	修正等に係る考え方
県土利用の基本理念	1-①	1 県土利用の基本理念 なお、「宮城県震災復興計画」を着実に推進し、「創造的な復興」の実現を目指す中で、県土利用を図っていく必要がある。	「創造的な復興」の実現を目指す中で、 県内市町村の震災復興計画との調和が保たれた 県土利用を図っていく必要がある。」(岩沼市)	創造的な復興には各市町村の復興が必須であるため。	意見のとおり修正 →なお、「宮城県震災復興計画」を着実に推進し、「創造的な復興」の実現を目指す中で、 県内市町村の震災復興計画との調和が保たれた 県土利用を図っていく必要がある。」	
県土利用の現状と課題	2-①	1 及び2 2(1)県土利用の現況 構成比に大きな変化はみられないものの、震災で作付可能な農地が減少し、利用目的の定まらない土地などが増えたことにより「その他」地目が増えている。 (略) 2(2)イ 震災による基本的条件の変化 農地については、津波により大きな被害を受けたが、除塩・農地復旧事業が進められ、大部分が作付可能となっている。	左記記述の整合性がとれていない。(仙台市)	逆のことを述べているのではないかと。県内の多くの被災農地は、まだ作付可能となっていないのでは。農地に復旧できない面積が多いのではないかと。	下記のとおり修正 (1頁-2(1)県土利用の現況) 構成比に大きな変化はみられないものの、震災による作付け可能な 農地の減少や災害危険区域への指定等により、利用目的の定まらない土地などが増え 、「その他」地目が増えている。 (2頁(2)イ 震災による基本的条件の変化) 農地については、津波により大きな被害を受けたが、 除塩・農地復旧事業が進んでいる。	<修正の理由> 農地の被災のほか津波等により災害危険区域となり利用目的の定まらない土地＝「その他」地目が増加したが、復旧事業が進み作付け可能な面積が増えつつある。しかし、市町村においては「復旧途上」の感覚は否めないため、表現を修正したもの。
	2-②	2 2(1)県土利用の概況 後段 自然的土地利用(略)については、ここ数年穏やかに推移していたところであるが、(略)。	「穏やかに」は「緩やかに」の誤り(気仙沼市)		意見のとおり修正 自然的土地利用(略)については、ここ数年 緩やかに 推移していたところであるが、(略)。	
	2-③	2 2(2)イ 震災による基本的条件の変化 前段 震災により多くの住宅や社会資本・産業資本が失われ、今なお8万人が仮設住宅での生活～(略)	「仮設住宅」は「応急仮設住宅」と表記すべき(気仙沼市)		意見のとおり修正 震災により多くの住宅や社会資本・産業資本が失われ、今なお8万人が 応急仮設住宅 での生活～(略)	
	2-④	2 2(2)イ 震災による基本的条件の変化 中段 特に沿岸部においては、現地での再建のほか、高台への移転による復興まちづくりが進められ、復興事業等により森林が減少、宅地、道路及びその他公益的施設用地等が増加した。	「特に沿岸部においては、現地での再建のほか、高台等への移転による…」(岩沼市) 「高台への移転による～復興事業等により森林が減～」となっているが、「高台及び内陸地への移転による～復興事業等により森林及び農地が減少～」との修正が望ましく思えます。(東松島市)	高台ではない内陸部へ移転している市町もあるため。 防災集団移転は必ずしも高台だけではなく、浸水被害の無かった内陸地への移転も進められており、その大半が農地であるため。	意見のとおり修正 →特に沿岸部においては、現地での再建のほか、 高台及び内陸地 への移転による～復興事業等により森林及び農地が減少～以下略(東松島市案を参考に)	
	2-⑤	2 2(2)ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化 中段 農山漁村においては、農地の復旧・整序化が進む一方…(略) 農地の中間管理機構等による調整・集積を図る。			下記のとおり修正 →また、 農地については復旧と併せて整序化及び利用集積を図る必要がある。	<修正の理由> 農地中間管理機構は、必ずしも今後の利用方法が定まらない土地を解消する役割は持つものではないため。
	2-⑥	3 2(2)ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化 後段 土地の効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図るとともに、新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、地目間の土地利用転換については慎重な配慮の下で計画的に行う必要がある。	「慎重な配慮の下で」何を意味しているか不明。震災後の状況としては適切か?(岩沼市)	復興計画の実現を目指すためには、臨機応変な対応も必要となるため。	修正不要	<修正不要の理由> →土地利用の可逆性が困難であることから、安易な土地利用転換を抑制する趣旨であり、「慎重な配慮」によって臨機応変な対応等、復興計画の円滑な進捗を妨げるものではないと考えるため。
	2-⑦	3 2(2)ハ(イ) 県土の安全性に対する要請のさらなる高まり 「大規模災害への懸念」から、実際に「大規模災害を経験」したことにより、安全な住環境の確保、防災機能の再構築の必要性が改めて認識され、県土の安全性に対するさらなる意識の高まりがみられる。	「大規模災害への懸念から」という言葉は不要(岩沼市)		意見のとおり修正(「大規模災害の懸念から実際に」を削除) →大規模災害を経験したことにより、安全な住環境の確保、防災機能の再構築の必要性が改めて認識され、 県土の安全性に対するさらなる意識の高まりがみられる。	
	2-⑧	3 2(2)ハ(ハ) 良好な景観の保全等に対する県民意識の高まり 後段 震災により、砂浜や干潟など、壊された自然景観については、その土地の記憶をとどめるため景観を回復させる必要がある。	「その土地の記憶をとどめるため景観を回復させる必要がある」は削除すべきと考える。(気仙沼市) 「震災により壊された砂浜や干潟など、 自然環境 については、(略)」としてはどうか。(登米市)	震災で壊された自然景観については人工的に回復できるものではない(特に海岸線、砂浜等)。また、「景観を回復させる＝防潮堤を造らない」につながり、県土木部等で進めている防潮堤計画と矛盾する内容であるため。 見直し案では意味が伝わりにくいため。	下記のとおり修正 (ハ)全部 → 項目名:美しい景観の形成に対する要請の高まり →これまで美しい景観が保全されてきた山地や海岸地域を中心に、震災による被害が広範囲に生じており、復興に伴う土地利用の見直しによって景観が大きく変わることが予想される。その他の地域においても、宅地開発や耕作放棄地等の拡大、古民家などの歴史的資源の消失等による景観の悪化が危惧されるため、 県土の美しさを総合的に高めていく取組が求められている。	<修正の理由> 景観条例の表現との整合性を図るもの。 ※これまで比較的良好に保全されてきた自然景観が震災によって破壊されたものであり、また開発圧力の強い市街地周辺では例示のような景観の悪化が危惧されるため。

整理番号	頁	見直し素案原文	市町村等意見内容	意見の理由	修正(対応)案	修正等に係る考え方
県土の利用に関する基本構想	3-①	5 3(1)ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化 (二)生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等を考慮し、自然的土地利用の維持を基本として、 <u>慎重な配慮の下で計画的に行う。</u> 9 3(2)ハ 自然維持地域 (ハ)後段 自然公園等の区域内において実施される社会資本の整備などの各種開発行為に係る規制について、 <u>自然環境に配慮しつつも復興の歩みを妨げないよう配慮する。</u>	2つの記述において、整合性がとれておらず、何を言おうとしているか理解できない。(岩沼市)		修正不要	<修正不要の理由> →前記整理番号2-⑥の「慎重な配慮の下」と同趣旨であること、また当該部分は現行計画に認められてきた考え方であり、その点について、今回の見直しにおいても変わらないもの。
	3-②	5 3(1)ロ(二) 太陽光発電や風力発電など、多様なエネルギーの利活用が求められる中での森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については…	「太陽光発電や風力発電など、多様な再生可能エネルギーの利活用～」と追記すべき(東松島市)		当該部分を下記のとおり削除 太陽光発電や風力発電など、多様なエネルギーの利活用が求められる中での森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については…	<修正の理由> 多様なエネルギーの利活用に限定して、土地利用の転換を慎重に行う趣旨と解釈される恐れがあるため。
	3-③	5 3(1)ハ(イ) 幹線道路などの交通インフラを高盛土構造とすることにより津波減災機能と土地利用計画を組み合わせた「多重防御」により被害を最小限に抑える減災・防災を目指し、空間的・多面的な県土利用の推進を図る。	「幹線道路など交通インフラを高盛土…(略)…多面的な県土利用の推進を図る」は削除すべき(気仙沼市)	国道(文中の「幹線道路など」に当たる)については多重防御の一部にはできないため	下記のとおり修正(幹線道路～組み合わせたを削除) →このことから、 高台移転や多重防御等により被害を最小限に抑える減災・防災を目指し、空間的・多面的な県土利用の推進を図る。	<修正の理由> 地域による状況の相違を考慮するため。
	3-④	6 3(1)ハ(ハ) (略)地域の自然的・社会的条件等を踏まえた美しい景観の保全・形成するとともに、震災で失った景観その他の地域資源の回復に配慮したまちづくりを進め、安全で安心できる～(略)	庁内調整		下記のとおり修正 (略)地域の自然的・社会的条件等を踏まえた美しい景観の回復を優先すべきとの趣旨ではなく、復興に伴い景観が大きく変わることは避けられないことを前提に、部分的に被災前の地域の特徴ある景観を継承するなどして地域の特色を大切にすべき、との趣旨であるため。	<修正の理由> 景観条例は失った自然景観や景観資源の回復を優先すべきとの趣旨ではなく、復興に伴い景観が大きく変わることは避けられないことを前提に、部分的に被災前の地域の特徴ある景観を継承するなどして地域の特色を大切にすべき、との趣旨であるため。
	3-⑤	3(1)ニ (略)各施設の耐震性、耐災性強化はもとより、(略)	庁内調整 防災のあり方として、ICTの活用が必要ではないか。		下記のとおり修正 (略)各施設の耐震性、耐災性強化はもとより、ICTを活用した防災力の強化につながるまちづくりへの配慮も必要となっている。特に沿岸部の～(略)	<修正の理由> 国土強靱化の考え方においても、ICT活用による防災・減災の取組が重要とされているため。
	3-⑥	8 3(2)ロ(口) また、農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあつては、生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。	「また、農業等の生産条件や…地域の活性化を踏まえた土地利用を図る」⇒わかりやすい表現が必要。(岩沼市)	何を意味しているかが不明。	当該部分を削除	<修正(削除)の理由> →全国国土利用計画の表現に合わせたものであるが、生産条件の補正等は土地利用の観点での記載としてのバランスを考慮し削除。
	3-⑦	9 3(2)ハ 自然維持地域 (ハ)後段 自然公園等の区域内において実施される社会資本の整備などの各種開発行為に係る規制について、自然環境に配慮しつつも復興の歩みを妨げないよう配慮する。	「自然環境に配慮しつつも」は削除すべき。(気仙沼市)	県土木部等で進めている防潮堤計画と整合性に欠けるため。	3(2)ハ 自然維持地域 (ハ)後段 下記のとおり修正 →自然環境に配慮しつつも復興の歩みを妨げないよう留意する。	<修正の理由> 表現上の修正。 ※なお、「環境への配慮」が「防潮堤建設」を否定するという趣旨ではないもの。
	3-⑧-1	10 3(3)イ 農用地 主要な食料供給基地としての地位の維持向上を目標として、(中略)～農業生産の推進を図る。津波による被災地域の農用地については、(中略)～競争力のある農業生産体制を整備する。市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れ、計画的な利用を図る。	「6次産業化を始めとした競争力のある農業食料生産体制を整備する。」とすべき。(岩沼市)	競争力のある食料生産体制について、例示した方が分かりやすい。(農業生産は分かりにくい。食料生産は分かりやすい。)	下記のとおり修正 (略)再構築することによって、 防災対策も意識しながら大区画化・汎用化した水田を整備するなど、効率的な農業経営に向けた土地利用を推進する。市街化区域内 ～略	<修正の理由> 「国土利用計画」であることから詳細な例示は不要であること、また、競争力のある農業生産体制の整備については、土地利用方法の再構築のみに留まらない多角的な取組が必要であるため、ここでは記載不要と考える。
	3-⑧-2	10	再生が難しい農用地はどうするかの記事が無い。「転換」の記事があっても良い。(岩沼市)		修正不要	<修正不要の理由> →農地の復旧・復興の基本的な方向性において、「転換」を明記する妥当性を考慮。
	3-⑨	10 3(3)ロ 森林 温室効果ガス吸収源対策としての適切な森林施策の実施、(略) 多様で健全な森林の整備と保全を図る。	(略)多様で健全な森林の整備と保全を図る。特に、の次に下記のとおり加える。 東日本大震災に伴う復旧復興事業にあたり、無秩序な森林の乱開発の監視強化に努め、 原生的な森林や～(以下 略)(柴田町)	沿岸部等への土砂搬入に伴う諸問題が発生しているため。	修正不要	<修正不要の理由> →無秩序な森林の乱開発はあってはならないが、大方が復興事業の必要から行われる林地開発、土石採取であり、あたかも復興事業に絡んだ乱開発のような印象を与えかねない表現は、かえって事業の円滑な進捗に影響を及ぼす恐れがあるため。
	3-⑩	11 3(3)ニ 水面・河川・水路 今回の震災で、津波によって河川堤防が甚大な被害を受け、地盤沈下のために 洪水被害ポテンシャル が高まった沿岸部の低平地は、～(略)～推進する。	「地盤沈下のために洪水被害ポテンシャルが高まった沿岸部」⇒ポテンシャルという使い方が疑問。通常は良い意味で使うが、この記載は悪い方。(岩沼市)		下記のとおり修正 →今回の震災で、津波によって河川堤防が甚大な被害を受け、地盤沈下のために 洪水被害の危険性 が高まった沿岸部の低平地は、以下略	<修正の理由> 社会資本・再生復興計画における表現と整合性を図るため。
	3-⑩-1	12 3(3)ヘ 宅地 今回の震災で、多くの住宅が壊滅的な被害を受けたことから、高台への防災集団移転事業や土地区画整理事業等により復興まちづくりが進められており…	「多くの住宅が壊滅的な被害を受けたことから、高台等への防災集団移転事業」(岩沼市)		意見のとおり修正	
3-⑩-2		「防災集団移転事業」は「防災集団移転促進事業」の誤り(気仙沼市)		意見のとおり修正		

整理番号	頁	見直し素案原文	市町村等意見内容	意見の理由	修正(対応)案	修正等に係る考え方
県土の利用に関する基本構想	3-⑩-1	12 3(3)へ 宅地 中段 工業用地については、～(略)～工業生産に必要な用地の確保を図る。また、工場の移転等に伴って(略)有効利用を図る。	工業用地について、震災復興にむけた就労の場の確保という面や仙台空港の民営化という面の記述は何もないのか。その他の宅地についても同様。(岩沼市)		修正不要 4(2)(イ)において修正	<修正不要の理由> →後述4(2)(イ)で追加修正。
	3-⑩-2	12	「工業用地については・・・工業生産に必要な用地の確保を図る」 ⇒積極的に用地確保し、企業誘致につなげていくという表現が必要ではないか。(岩沼市)	産業集積については、様々な制度がある復興期に傾注すべきと思われ、工業用地確保は「富県宮城」を標榜する県にとって大切な視点と考える。	修正不要	<修正不要の理由> 県として企業誘致を積極的に行う市町村を支援することは重要と考えるも、自ら「積極的に用地確保」まで言及することは県の現時点での方針との整合性がとれないため。
	3-⑬	13 3(3)ト その他の区分等 中段 低未利用地のうち、農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進すること等により、農用地としての活用を積極的に図る。	所有者等による適切な管理に加え、のあとに、 中山間地域等直接支払や多面的機能直接支払の活動組織なども含めた を追加。(仙台市)	国の農政改革を踏まえて文言を追加すべき。また、計画に明記することにより、県における予算確保の一助として欲しい。	修正不要	<修正不要の理由> 趣旨は理解できるが、「土地利用」の観点において他の施策に係る記述のバランスを考慮するため。
	3-⑭	13 3(3)ト その他の区分等 後段 特に、今回の震災で沿岸部の被災は大きく、まち全体の復興を図るにあたっては、 同程度の災害にも耐えようよう 、 高盛土構造の道路整備、海岸保全施設等との多重防御によるまちづくりを進める。	「同程度の災害に耐えようよう」は削除若しくは文言を修正すべき。(気仙沼市)	防潮堤の計画高はL1津波まで。今回の震災はL2津波であるので、同程度の災害には耐えられないため。	意見のとおり修正 →特に、今回の震災で沿岸部の被災は大きく、まち全体の復興を図るにあたっては、 高盛土構造の道路整備、海岸保全施設等との多重防御によるまちづくりを進める。	
県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	4-①	15 4(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標(表)	表「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」のうち、農用地面積の目標を実情に即した値にすべき。(仙台市)	素案の概要内に「被災農地復旧後は震災前トレンドにより推移」と記載があるが、県主導による開発行為においてさえも代替農地の確保がままならない現状でもあることからH25の数値を維持することは不可能である。震災復興事業により、今後も農用地の転換が続くことも踏まえて現実的な目標値に変更すべきである。	規模目標について直近の動向をみながら再検討	
	4-②	16 4(2)(イ) 県中南部地域 仙台北部中核工業団地をはじめとする仙台北部地域では、自動車関連企業等の工場立地等に伴う産業の集積等による都市的土地利用の拡大が見込まれる。	「仙台北部地域では、自動車関連企業等の工業立地等に伴う産業の集積等、 仙台空港周辺地域では、仙台空港の民営化に伴う周辺地域の整備が進むことによる 」(岩沼市) 「仙台北部地域」のみ例示するのはいかがか。		下記のとおり修正 →特に、仙台北部地域では、自動車関連企業等の工業立地等に伴う産業の集積等、 仙台空港周辺地域では、空港の民営化を契機とした周辺開発の進展等による～以下略	<修正の理由> 意見を踏まえて追加。
	4-③	16 4(2)(イ) 県中南部地域 中段 このため、土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用を通じ、良好な市街地の形成と再生が計画的に行われるように土地利用を図る。	「このため、土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用、 農用地等からの転用を通じ、 」とすべき(岩沼市)		修正不要	<修正不要の理由> →全国計画の表現に準じていること及び「土地の高度利用」等の表現に「農地転用」を含め、他の制度も網羅されると考えるため。
	4-④	17 4(2)(イ) 県中南部地域 後段 しかしながら、今回の震災で、沿岸部を中心に東日本大震災による人口の流出が続いており、内陸部においても過疎化の 加速度が増した ことから定住化を促進しているところであり、(略)まちづくりが急がれる。	内陸部においても過疎化の 加速度が増した →県中南部地域の内陸部全体について過疎化の 加速度が増している ような感じを受けてしまう。また「 過疎化の加速度が増した 」ことの根拠となるものは何か。(柴田町)	過疎化の 加速度 について人口増減に着目しているのであれば、県中南部地域には人口が増加し続けている自治体や、震災前後の人口を比較してもあまり変動のない自治体もある。	意見を踏まえ下記のとおり修正 →しかしながら、今回の震災で、沿岸部を中心に東日本大震災による人口の流出が続いており、内陸部においても 過疎化の加速度が増した市町村もある ことから定住化を促進しているところであり、(略)まちづくりが急がれる。	
	4-⑤-1	17 4(2)(イ) 県中南部地域 後段 農用地については、宅地、道路等への転換はあるものの、被災農地の復旧、優良農用地等の保全により438km ² 程度となる。	農地が震災前と同じ面積のままというのはどう考えてもおかしい。(岩沼市)		規模目標について直近の動向をみながら再検討	
	4-⑤-2	17	現行の計画と同様に「〇〇km ² 増加(減少)して△△km ² になる」というように増減についても記載。(岩沼市)		修正不要	<修正不要の理由> 全国計画の書きぶりにならったもの。
	4-⑥	18 4(2)(ロ) 県北西部地域 後段 また地域の多くを占める農地については、(略)耕作放棄地の解消を図る。	庁内調整		当該部分削除	<修正(削除)の理由> 農地集積や集落営農が耕作放棄地の解消には必ずしもつながらないと考えられるため。
	4-⑦	18 4(2)(ハ) 県北東部地域 本地域は、(略)陸中海岸国立公園、南三陸金華山国立公園、硯上山万石浦県立自然公園(以下略)	「陸中海岸国立公園」は「三陸復興国立公園」へ改称(気仙沼市)		意見のとおり修正	
4-⑧	18 4(2)(ハ) 県北東部地域 中段 大規模地震に起因する津波による被害を最小限にするため、海岸保全施設の整備を促進し、沿岸域における県土の保全と安全性が確保されるように土地利用を図る。	(ハ) 県北東部地域」の1段目最後に宮城県沖地震を現行計画では掲載しているが、見直しで削る必要はないのではないか。(登米市)	宮城県沖地震の発生確率は、大震災後も変わっていないのでは？	下記のとおり修正 また、今後もその発生が予想される宮城県沖地震など大規模地震に起因する津波による被害を最小限にするため、海岸保全施設の整備を促進し、沿岸域における県土の保全と安全性が確保されるように土地利用を図る。	<修正の理由> 今後も地震及び津波は、その発生が予想されるため。なお発生確率については、国の地震調査研究推進本部の長期評価において「不明」とされていることから、「高い発生確率」とまでは記載せず、「発生が予想される」程度に止めるもの。	

整理番号	頁	見直し素案原文	市町村等意見内容	意見の理由	修正(対応)案	修正等に係る考え方		
県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	4-⑨	19	4(2)(ハ)県北東部地域 後段 今回の震災で、甚大な津波被害を受けた沿岸部においては、高盛土構造にして、津波減災機能と土地利用計画を合わせた「多重防御」により防災・減災を目指すこととし、居住地は高台へ、また工業や農業・漁業などの産業エリアは避難体制を確立の上、土地利用調整を図る。	「高盛土構造にして」について、津波被害があった沿岸部は全て高盛土構造にすると読み取れるが、実際はそのような制度はないのではないか。(気仙沼市)		下記のとおり修正(高盛土～漁業を削除) 高台移転や多重防御等により防災・減災を目指すこととし、居住地は高台や内陸地へ、また、沿岸部の非可住地域については、工業や農業・漁業、観光拠点などの産業エリアとして避難体制を確立の上、土地利用調整を図る。	<修正の理由> 意見を踏まえ修正。 ※なお、堤防施設の整備は、前段で海岸保全施設の整備に言及しており記載しないもの。	
	4-⑨-1			文中、「～居住地は高台へ、～」を「～居住地は高台や内陸地へ～」と追記願います。(東松島市)	防災集団移転は必ずしも、高台だけではなく、浸水被害の無かった内陸地への移転も進められており、その用地の大半が農地であるため。			
	4-⑨-2			今回の震災で、甚大な津波被害を受けた市街地沿岸部においては・・・(石巻市)				
	4-⑨-3	19		居住地は内陸へ、また工業や農業・・・(石巻市)				
4-⑨-4			後ろに追加 また、半島沿岸部においては、漁港等の堤防整備を進めるとともに、居住地は高台へ、非可住地域は漁業集落としての環境を整備し、地域特性を生かした農用地の活用や新たな産業・観光拠点として土地利用調整を図る。(石巻市)	沿岸部には市街地と半島部があり、それぞれ土地利用の形態が異なるため。	修正不要	<修正不要の理由> 市街地・半島部毎の記載は、他の記載とのバランスから別立てにしないもの。		
本計画を達成するために必要な措置の概要	5-①	19	5(1)創造的な復興のための土地利用の推進 前段 震災復興計画に基づき、被災地において着実に創造的な復興を進めるとともに、地域の実情等に応じつつ未来を見据えた土地利用を推進、支援する。	「県内市町村の震災復興計画に基づき、被災地において着実に創造的な復興を進めるとともに、県内市町村の復興関連事業や地域の実情に応じつつ、」(岩沼市)		下記のとおり修正 →震災復興計画に基づき、被災地において着実に創造的な復興を進めるとともに、 県内市町村の復興関連事業や地域の実情に応じ、未来を見据えた土地利用を推進する。	<修正の理由> →「震災復興計画」については市町村のみならず県・市町村全体を想定。後段の表現については意見のとおり修正。	
	5-②	19	5(1)創造的な復興のための土地利用の推進 後段 特に、津波により甚大な被害を受けた被災地において、海岸堤防の嵩上げ・防災緑地・海岸防災林(防潮林)などを(以下略)円滑かつ迅速な実施を図る。	「海岸堤防の嵩上げ」について、本県事業では海岸堤防の嵩上げは行われないのではないか。(気仙沼市)		意見を踏まえ下記のとおり修正 →特に、津波により甚大な被害を受けた被災地において、 海岸堤防の整備・防災緑地～(以下略)	<修正の理由> →事業等確認により修正。	
	5-③	23	5(6)イ 農用地 中段 農地中間管理機構により担い手への農地集積を図るとともに、大区画ほ場など高度な農業生産基盤を形成するとともに、利用度の低い農地については、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や不作付地の解消を通じた耕作放棄地の発生防止など有効利用を図るために必要な措置を講ずる。	「利用度の低い農地については、農業生産法人以外の法人リース方式による農業参入や」 ⇒企業は、農家の後始末をするために参入するわけではないので、企業に門戸を狭める表現はいかがなものか。(岩沼市)	企業参入を認めるといっても、利用度の低い農地を企業に充てようとするから企業参入が進まないのではないか。	意見を踏まえ、下記のとおり修正(削除) →「 ほ場の大区画化など農業生産基盤整備を推進し、農地中間管理事業等により担い手への農地集積を図るとともに、異業種からの農業参入や耕作放棄地の発生防止など、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。 」	<修正の理由> ○担い手への農地集積よりも生産基盤整備を先に記載すべき。 ○「不作付地の解消を通じた耕作放棄地の発生防止」については、前半の「不作付地の解消を通じた」は不要なため削除。	
	5-④	23	5(6)ニ 道路 災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの早期形成に取り組むとともに、公共・公益施設の共同溝等への収容、電線類の地中化、道路緑化等の推進を通じて、良好な道路景観を形成し、道路空間の有効利用を図る。	「二 道路」の1行目、「防災道路ネットワークの早期形成」の次に、「や避難路整備」を追加する。(登米市)	災害時における避難路について、記載すべきではないか。	修正不要	<修正不要の理由> 防災道路ネットワークの考え方に避難路も含まれるため。	
	5-⑤	23	5(6)ヘ 低未利用地等 前段 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、地域住民の理解を得ることに努めながら、農用地への復元を積極的に促進する。なお、農用地への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて森林等への転換を図る。	「なお、農用地への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて森林等へ地目への転換を図る。」 ⇒なぜ森林なのか(岩沼市)		下記のとおり修正 →低未利用地のうち、(中略)なお、農用地への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて 市民農園や森林等 への転換を図る。	<修正の理由> 一例示としての表記であり、森林に限定したものではないものの、(条件不利地域であること等による耕作放棄地化が想定されることから)実情に応じて市民農園や植林による転用等が可能と考えたもの。	
	5-⑥	24	5(6)ト その他 また、復興まちづくりにおいては、移転跡地等の利活用が円滑に行われるよう土地利用調整に努め、地域コミュニティの再構築が円滑となる土地利用を推進する。	「移転跡地等」について、移転跡地を地域コミュニティの再構築に資する利用するとはどのようなことか。(気仙沼市)		※ 地域コミュニティの再構築は「移転跡地」に限定したものではなく、住民相互の交流に配慮するなど、まちづくり全体にかかる趣旨である。		
	5-⑦	25	5(7)ロ 森林 復興事業の需要に即しつつも、環境の悪化等、森林の公益的機能の低下を防止することに十分配慮して、	二酸化炭素削減のみならず、防災の視点からも森林を残すことは重要であり、そのための「森林保全」であり「地域森林計画」があるので、森林を守るべきと記述してほしい。		下記のとおり修正 →復興の事業の需要に即しつつも、 多面的機能の高い森林の保全に努め、環境の悪化や国土保全・二酸化炭素吸収等森林の公益的機能の低下を防止することに十分配慮して		
	5-⑧	26	5(8) (略)土地所有者、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民等の多様な主体が連携・協働し、(略)	「多様な主体との連携～」において、主体の例示に「農業団体」が入っていないので追加してほしい。		下記のとおり修正 → (略)土地所有者、地域住民、企業、 農林業団体 、NPO、行政、他地域の住民等の多様な主体が連携・協働し、(略)		